

# 令和6年度 民生委員・児童委員の日 実施要領

## 1 趣 旨

「民生委員・児童委員の日」において、熊本市の民生委員・児童委員が一斉に活動を展開することで、住民や関係機関及び団体に民生委員・児童委員の存在や活動を知ってもらい、さらなる理解を得ることをめざすものです。

### 【民生委員・児童委員の日】

昭和 52 年(1977 年)に現在の全国民生委員児童委員連合会によって、毎年 5 月 12 日を「民生委員・児童委員の日」とすると定められました。これは、大正 6 年(1917 年)5 月 12 日に「岡山県済世顧問制度設置規程」が公布されたことに由来するものです。

## 2 取り組み日

令和 6 年 5 月 10 日(金)または 13 日(月) 午前 7 時から午前 8 時 30 分

※民生委員・児童委員の日である 5 月 12 日が日曜日であるため、実施日時については、各校区の状況に応じて民生委員・児童委員の日、前後の平日に実施するもの

## 3 取り組み場所

熊本市内(保育園・幼稚園・こども園・小中学校等を中心とした通学路)

## 4 取り組み内容

児童委員活動として、各保育園・幼稚園・こども園や小中学校の正門また通学路に民生委員・児童委員が立ち、子どもたちの安全を見守ると同時に、あいさつ、声かけにより民生委員・児童委員の存在、活動のPRと理解促進を図ります。

また取り組みを通して学校関係者との連携や情報交換などのきっかけ作りを行います。

## 5 実施主体

熊本市民生委員児童委員協議会  
各区民生委員児童委員協議会  
単位民生委員児童委員協議会

## 6 協 力

熊本市  
熊本市社会福祉協議会